中国の特許出願増加はどこまで競争上の脅威か

作成: Manus AI | 基準日: 2026年10月30日

結論――「中国の特許総数が大きいので、全産業・全市場で既に圧倒的脅威である」という見方は誇張である。 三類型の総数には制度・審査・保護期間が異なる実用新案と意匠が多く含まれ、出願地が中国であることやPCT出願が多いことは、世界で直ちに行使できる高価値権利を意味しない。他方で、「国内出願が大半だから限定的」とする見方も不十分である。中国市場で製造・販売・標準実装を行う企業にとって、国内発明特許は実施自由、調達、ライセンス交渉に直接関わり得る。さらに、通信標準、EV電池・クリーンテック、用途AIでは、選別された国際権利、標準化、量産・供給網が重なるため、現実の競争圧力は強い。意思決定では国別総数で結論を出さず、**対象製品×販売・製造市場×有効な権利範囲×事業化・供給力**の四点で判定すべきである。[1] [3] [15]

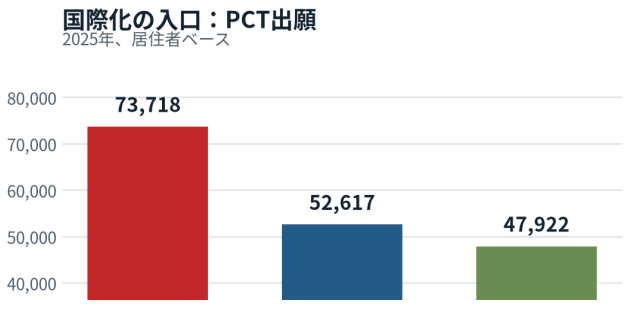
まず分けるべき分母――「中国の出願総数」は一つの競争力指標ではない

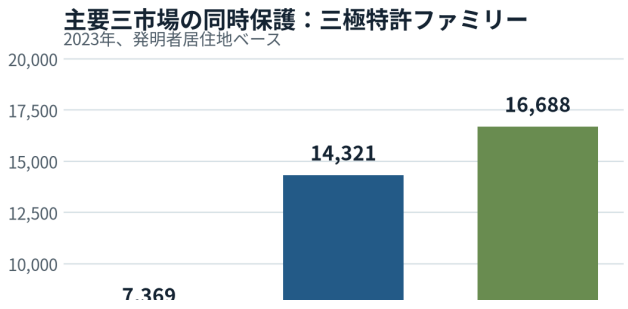
国際横比較で最も整合的なのは、各庁が受理した**発明特許**である。WIPOの2024年庁別統計では、CNIPAの発明特許出願は **1,828,054件**、USPTOは **603,194件**、JPOは **306,855件**だった。WIPOのこの「patent applications」は実用新案を含まないため、中国の三類型合計を米国・日本の特許出願と並べる比較はできない。[1]

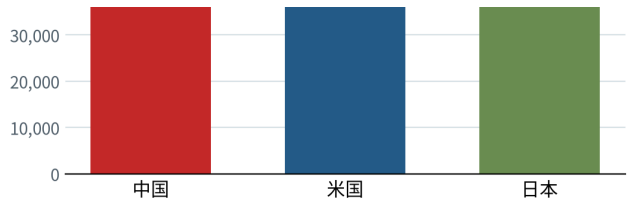
中国の最新国内年次統計では、2025年にCNIPAが受理した出願は、発明特許 **1,927,500件**、実用新案 **2,649,201件**、意匠 **750,863件**である。発明は前年比で増えたが、実用新案と意匠は前年から減少した。したがって、2024年までの三類型総量の拡大をそのまま延長して「中国の全類型が一様に増加している」と表現することも正確ではない。なお、2025年値は中国国内統計であり、WIPOの同一基準による国際比較年ではない。[2] [17]

同年の国内由来比率は、発明特許 **92.1%**、実用新案 **99.8%**、意匠 **97.5%** だった。これは中国庁への出願を国内・国外由来で分けた行政統計であり、発明者の国籍、最終親会社の所在、あるいは「中国本土企業だけ」を直接示すものではない。それでも、特に実用新案・意匠の規模が国外からの権利流入ではなく、国内の保護活動により形成されていることは明確である。[2]

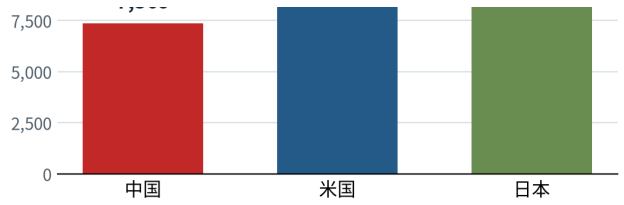
以下では、これらを足し上げない。庁への出願は活動量、PCTは海外権利化のパイプライン、三極ファミリーは主要三市場を同時に守る選別、製品・標準・供給能力は実現済みの競争力、と別々に読む。







出所：WIPO PCT Yearly Review 2026



出所：OECD MSTI / Triadic Patent Families

解釈：PCTは海外権利化のパイプライン、三極ファミリーはEPO・JPO・USPTOを同時にカバーする選別指標。両者は代替指標ではない。

図：PCT出願は国際化の入口、三極特許ファミリーは主要三市場での選別された保護を表す。二つを同一指標として扱わない。数値はPCTが2025年、三極ファミリーが2023年。 3 5 6

「大きな脅威」説で誇張されやすい三つの飛躍

第一に、三類型合計を発明の量や質と読み替える飛躍である。 2025年の中国出願では実用新案が最大の類型であり、発明特許と異なる保護期間・手続を持つ。実用新案や意匠が無価値という意味ではないが、発明特許、実用新案、意匠の合計を「先端発明の数」と呼んだり、米国の発明特許と割り算したりすることは制度比較として成立しない。 1 2

第二に、国内出願の大きさを海外での排他権の大きさへ変換する飛躍である。 中国起源の2020〜2022年作成特許ファミリーの **96.7%** は一庁出願だった。2020〜2021年の外国志向ファミリーの世界シェアも、中国は **12.4%** で、米国の **20.6%**、日本の **18.0%** を下回る。国外出願は費用と時間を伴うため国際比較には有用だが、単一庁ファミリーを低価値と決め付けることもできない。中国市場だけで十分な価値を持つ発明、あるいは海外出願を必要としない工程・サービスの発明をこの指標は取りこぼす。 1

第三に、PCT出願を「世界特許」又は世界売上の証拠とする飛躍である。 中国居住者のPCT出願は2025年 **73,718件**で世界最多であり、米国 **52,617件**、日本 **47,922件**を上回った。これは有力な国際化の先行指標である。しかしPCTは各国・地域の国内段階へ進む入口で、特許を付与するのは各法域である。最新の国内段階移行は2024年の中国居住者 **66,039件**で、米国 **178,256件**、日本 **124,639件**を下回る。二つは年も手続段階も異なるため転換率を計算してはならないが、「入口の量」と「複数市場で権利化を継続する広がり」を分ける必要がある。 3 4

過去に数量助成・評価指標が非正常出願を誘発し得たことも、件数だけで質を判断できない理由である。CNIPAは2021年以降、出願段階の助成廃止、件数を拘束的評価指標にしないこと、非正常出願の取締りを求めている。この政策は過去のノイズの存在と是正努力の双方を示すが、是正後に残る低品質比率を定量化する資料ではない。 16

「国内特許が大半でも軽視できない」理由と、残る限定

中国国内への出願は海外で自動的に効力を持たない。特許権は属地主義であり、海外での差止めやライセンスには当該国・地域での出願、権利化、維持、執行が必要である。 15 これは「国

内偏重」説を支持する重要な点である。日本、米国、欧州で販売・製造をしない国内専用ポートフォリオを、海外の市場支配又は技術の平均的優位として数えることはできない。

しかし、中国国内の発明特許を競争力と無関係とみなすことも誤りである。中国で製造、販売、共同開発、標準実装又はサプライヤー選定を行う場合、国内権利は競合品の実施自由、ライセンス条件、交渉力、技術導入の選択肢に影響し得る。CNIPAの2025年調査では、企業保有の発明特許の産業化率は **54.0%** である。この値は「特許を使って製品を生産し市場へ投入する」という同庁の定義に基づく調査指標であり、全権利の平均売上・利益や、海外競争力を示す値ではない。それでも、企業発明が一律に休眠しているとの見方には反する材料である。[7]

保有主体による差も大きい。2025年末の発明特許産業化率は、大学 **10.1%**、研究機関 **17.2%** で、企業の水準を大きく下回った。大学・研究機関の権利は実証・規制・受け皿企業を待つものを含み得るため、低率を低品質と断定できない。一方、国内の特許ストック全体を同じ速度で市場成果に転換できるわけではないことは、この差から確認できる。[8]

国際化された発明だけを選ぶ三極特許ファミリーでも、中国の増勢と残る差が同時に見える。OECD系列の2023年値は、中国 **7,369件**、米国 **14,321件**、日本 **16,688件**である。三極ファミリーは同一発明をEPO、JPO、USPTOに出願した集合で、発明者居住地と最初の登録日により国に帰属する。このため、中国国内向けの重要発明や三極外で価値を持つ技術は過小評価するが、少なくとも三大市場を同時に守る国際的な選別では、中国が米日と同水準ではないことを示す。[5] [6]

CNIPAが「高価値発明特許」と分類する中国本土保有権利は、2025年末に **229万件**、中国本土の有効発明特許の **43.1%** だった。この構成の上昇は量から質への政策転換の一指標である。ただし、これはCNIPAの行政分類であり、米日と対応する引用・収益・有効性の国際比較指標ではない。これをもって国際的な技術価値の格差が解消したとは言えない。[9]

実際のリスクは、選別された権利と事業上の補完資産が重なる場所にある

脅威を特許数ではなく、次の連鎖で評価する必要がある。第一に、対象市場で存続する発明特許又は検証済みSEPがあること。第二に、権利者が製品、量産、顧客、標準化又は規制承認を持つこと。第三に、侵害立証、無効化耐性、ライセンス交渉を通じて権利を使えること、である。どれか一つだけでは競争上の力は限定される。

通信のSEPはこの連鎖が最も短い。欧州委員会の2023年影響評価では、2021年の世界の自己宣言SEPは約 **7万5,000ファミリー**で、その上位保有者ベースで中国企業の保有比率は約3分の1だった。ただし、自己宣言は独立した必須性評価ではない。同資料は、最終規格に実際に必須なETSI宣言特許は概ね25〜40%、5Gでは15%まで低い場合があると整理している。従って、通信では中国企業の標準化・ライセンス交渉力を**強いリスク**として扱うべきだが、企業別・規格世代別の有効特許、実必須性、クレーム範囲、FRAND条件、既存ライセンスを確認せず、宣言数からロイヤルティ支配力を導いてはならない。[10]

EV電池・クリーンテックでは、特許以上に量産と供給網がリスクを実証する。IEAによると、2025年末の世界リチウムイオン電池の名目製造能力と生産量はいずれも中国が **80%超** を占め、中国本社メーカーは世界のEV搭載電池の約 **75%** を供給した。能力は完成品の競争力そのものではなく、新工場は定格近くまでの立上げに5年以上かかる場合がある。それでも生産・搭載・材料エコシステムが同時に集中しているため、ここでの主リスクは特許ロイヤルティだけでなく、供給集中、価格、量産学習、材料調達であり、**非常に強いリスク**と評価するのが妥当である。[11]

分野と市場で結論が反転する

分野・市場	判定	根拠と、特許数だけでは言えないこと
通信・5G・IoT	強い	SEPが実必須かつ有効であれば標準実装・ライセンスに直結する。自己宣言SEPではなく、独立評価済みファミリーとFRAND実績を見る。[10]
AI・デジタル応用	強いが二層的	2014〜2023年の生成AI公開特許ファミリーは中国の発明者所在地が3.8万超、世界の約70%だった。これは用途開発の厚みを示すが、同報告のファミリー数はモデル性能、計算資源、クラウド収益、海外顧客を測らない。用途別・企業別の導入実績を併読する。[12]
EV電池・材料・クリーンテック	非常に強い	国際特許の多寡だけでなく、セル生産、車載搭載、LFP等の材料供給が集中する。調達先分散と代替化学系の実装度が重要である。[11]
半導体	工程により中程度から強い	中国は設計、前工程、後工程を含む半導体総産出で2018年に4,020億米ドル、世界の38%を占めた。他方、主要5ファウンドリの2023年売上を顧客本社でみると米国約55%、中国18%である。総産出はEDA、露光装置、先端ノードの能力を示さないため、工程別に評価する。[13]

バイオ医薬	現時点では限定的、上方リスクあり	2023年の中国の新薬臨床試験は2,323件、このうちCategory 1革新薬は1,606件だった。だが、2007〜2023年に中国企業由来で米国販売承認に至った革新薬は6品目である。試験件数を世界市場での承認・売上・臨床差別化と同一視しない。[14]

市場別には、中国での販売・製造・調達を持つ企業が最も早く影響を受ける。国内の発明権利と中国市場での実施が重なるためである。米国、欧州、日本でのリスクは、中国企業の国内出願数ではなく、当該国での国内段階移行、付与後の存続、関連ファミリー、製品輸入・販売、訴訟又はライセンス履歴を確認して初めて判断できる。海外市場での出願が少ないことは海外リスクを平均的には抑える材料になるが、標準・電池・特定部材のように一件の権利又は供給者が広い製品群に波及する分野では、平均値の安心材料にならない。[1][3][15]

今後3〜5年で追うべき先行指標——件数ではなく「転換」を追う

1. **標的国への権利化継続**：PCT出願数そのものではなく、米国・欧州・日本など事業上重要な法域での国内段階移行、直接出願、付与、年金維持を、技術分野・出願人別に追う。同一年の出願と付与を割って許可率にしない。パリ条約ルートもあるため、PCT国内段階だけを完全な海外展開率とも扱わない。[3][4]
2. **地理的に厚い選別ポートフォリオ**：外国志向ファミリー、三極又は対象市場をまたぐファミリーを、総数ではなく存続権利・共同権利者・製品との対応で見る。これは海外市場で保護する意思を示すが、中国市場専用技術を過小評価するため、国内事業データとセットで使う。[1][5]
3. **時間を置いた技術的影響と権利安定性**：同じ技術分野・同じ優先年で正規化した外国からの前方引用、請求項の重なり、無効化・訂正の結果、長期更新を追う。引用には少なくとも数年の観察期間が必要で、審査官引用、自己引用、分野慣行の補正なしに国別の生引用数を比べない。
4. **SEPの実必須性と交渉実績**：自己宣言件数ではなく、独立評価済みの必須特許ファミリー、規格機能との対応、失効・無効化、FRAND契約、実際のロイヤルティ及び訴訟和解を確認する。ここが通信リスクの早期かつ直接的な指標である。[10]
5. **特許から製品への転換**：電池では能力ではなく稼働率、生産、搭載量、非中国調達の実現度を、AIでは特定用途の性能・顧客導入・計算基盤を、半導体では工程別の歩留まり、先端装置・EDAへのアクセス、顧客売上を、バイオでは後期試験成功、主要規制当局の承認、ラ

イセンス収入を追う。これらは各分野で特許を市場力へ変換する補完資産である。[11] [13] [14]

6. **中国市場での事業化の質**：企業発明の産業化率、対象製品の売上、供給契約、ライセンスの排他性・対価、実施に結び付く訴訟を追う。譲渡・許諾の登録件数だけでは、製品化、利益、又は海外での行使力は分からない。[7] [8]

実務上は、国別の出願総数をリスク順位に使わない。対象製品について、(1) 当社の販売・製造・調達市場に有効な中国起源権利があるか、(2) その権利が標準・部材・製品クレームに実際に接続するか、(3) 権利者が量産・顧客・執行能力を持つか、(4) 代替設計・代替供給・無効化余地があるか、の順に精査する。この四問を満たす案件は、国内出願中心であっても高優先度である。満たさない案件は、出願総数が巨大でも監視対象にとどめるのが合理的である。

References

[1] WIPO World Intellectual Property Indicators 2025 Patent Highlights
[2] CNIPA 2025 Patent Applications Grants and Patents in Force
[3] WIPO Patent Cooperation Treaty Yearly Review 2026 Executive Summary
[4] WIPO Introduction to the Patent Cooperation Treaty
[5] OECD Triadic Patent Families Indicator
[6] OECD Main Science and Technology Indicators Triadic Patent Families Data
[7] CNIPA Summary of the 2025 China Patent Survey
[8] CNIPA Data Snapshot of China Special Action Plan for Patent Commercialization and Utilization 2023 to 2025
[9] CNIPA Chinese Mainland Reaches 2.29 Million High Value Invention Patents
[10] European Commission Impact Assessment on Standard Essential Patents
[11] IEA Global EV Outlook 2026 Electric Vehicle Batteries
[12] WIPO Patent Landscape Report on Generative Artificial Intelligence
[13] OECD Mapping the Semiconductor Value Chain
[14] Current Landscape of Innovative Drug Development and Regulatory Support in China
[15] WIPO Frequently Asked Questions About Patents
[16] CNIPA Notice on Further Strictly Regulating Patent Application Conduct
[17] CNIPA 2025 Annual Patent Applications of Three Kinds